

十日町市未来を拓く創業応援事業補助金交付要綱

平成27年9月25日

十日町市告示第441号

(趣旨)

第1条 この告示は、新規創業及び事業の新分野進出を促進することにより、地域経済の活性化を図ることを目的に、創業支援事業に参加したものなどが提案したビジネスプランを事業化する場合において、その事業に要する経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「創業支援事業」とは、市が創業支援等事業計画に基づき行う中小企業診断士等の専門家による創業に係る講習、個別相談等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす個人、法人及び任意の団体とする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 創業支援事業において提案され、市が委託する中小企業診断士等の専門家から事業化の見込みの承認を受けたビジネスプラン（以下「事業化承認プラン」という。）を承認された日の翌年度末までに市内において開始するもの

イ 事業化承認プランを市が実施するビジネスプランの審査会に提案し、審査会において当該ビジネスプランを承認された日の翌年度末までに市内において開始するもの

(2) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるビジネスプランの事業化に要する経費とする。

(1) 設備に係る経費（機械装置、工具器具の購入・据付費等）

(2) 事務所等の新設又は改修に係る経費

(3) 事務所等の賃借に係る経費

(4) 試作品の製作に係る経費（旅費、原材料費、謝礼等）

(5) 人件費（補助対象者が個人の場合は、補助対象者及び3親等以内の親族並びに補助対象者が法人又は任意の団体の場合は、当該法人又は任意の団体の役員を除く。）

(6) 広告及び宣伝に係る経費（イベント開催経費、展示会出展経費、消耗品費、旅費、印刷費、講師謝礼等）

(7) クラウドファンディングに係る経費

(8) その他市長が必要と認める経費

(補助金額及び申請の要件)

第5条 補助率及び補助金の上限の額は、別表に定めるとおりとする。この場合において、1,000円未満の額は、これを切り捨てる。

2 補助事業（第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業をいう。以下同じ。）の実施期間は、同条の規定により補助金の交付の決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）の属する年度の4月1日から当該交付決定日の属する年度の3月31日までの間とする。

3 十日町市ふるさと起業家支援事業の補助金を併用する場合は、当該補助金の補助対象経費を対象外経費とすること。

4 国県等の補助金等の制度を併用する場合は、当該補助金の補助対象経費を対象外経費とすること。

5 同一の補助対象者の申請は、一ビジネスプランにつき1回限りとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、次に掲げる条件を付して補助金を交付するものとする。

(1) 補助事業の内容及びそれに要する経費を変更（第11条に定める軽微な変更を除く。）しようとする場合は、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、未来を拓く創業応援事業補助金交付申請書（様式第1号）により市長が必要と認める書類を添えて事業開始日の1か月前までに市長に申請をしなければならない。ただし、第3条第1号イに該当する補助対象者は、事業開始日の属する年度内において申請を行うことができる。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、書類等を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、申請をしたものに対し、未来を拓く創業応援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知をするものとする。

(変更等の申請)

第9条 補助事業者（前条の規定により補助金の交付の決定を受けたものをいう。以下同じ。）は、第6条第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、あらかじめ未来を拓く創業応援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）又は未来を拓く創業応援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）により市長に申請をしなければならない。

(交付決定の変更等の決定)

第10条 市長は、前条の申請があった場合は、書類等を審査し、補助金の交付の決定の変更の可否を判断し、承認するときは、補助事業者に対し、未来を拓く創業応援事業変更承認通知書（様式第5号）又は未来を拓く創業応援事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により通知をするものとする。

(軽微な変更の範囲)

第11条 第6条第1号に定める軽微な変更とは、申請書に記載の事業の内容に異動が生じず、かつ、補助事業に要する経費の減少が20パーセント以内の変更とする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに未来を拓く創業応援事業補助金実績報告書（様式第7号）により市長が必要と認める書類を添えて市長に報告をしなければならない。

第13条 市長は、前条第1項の報告を受けた場合は、書類等を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、未来を拓く創業応援事業補助金確定通知書（様式第8号）により通知をするものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、未来を拓く創業応援事業補助金請求書（様式第9号）により市長に請求をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、補助金の一部を前払金として請求することができる。この場合において、補助事業者が請求できる補助金の額は、第8条の規定により決定した補助金の額の25パーセント以内（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）とし、未来を拓く創業応援事業補助金前払金請求書（様式第10号）により市長に請求をしなければならない。

3 市長は、前2項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。
(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助金の交付を決定した後において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 法令又はこの告示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に承認事業の実施拠点を市外に移したとき、又は承認事業を廃止したとき。

(4) 補助金を交付目的以外の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、補助事業者に対し、未来を拓く創業応援事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対

し、未来を拓く創業応援事業補助金返還命令通知書（様式第12号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（報告）

第16条 市長は、この補助金の交付を受けた補助事業者に対し、補助事業の成果等の必要な事項について未来を拓く創業応援事業成果（進捗状況）報告書（様式第13号）により報告を求めることができる。

（成果の公表）

第17条 市長は、補助事業者が承認事業を実施した後にその成果を公表するものとする。ただし、補助事業者が承認事業の成果を公表した場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、市長又は補助事業者は、正当な理由があるときは、その成果の全部又は一部を公表しないことができる。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年十日町市告示第115号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年十日町市告示第55号）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の十日町市未来を拓く創業応援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に十日町市ビジネスコンテスト又は創業支援事業（以下「トオコン等」という。）に提案されたビジネスプランから適用し、この告示の施行の日前にトオコン等に提案されたビジネスプランについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年十日町市告示第208号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の十日町市未来を拓く創業応援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に十日町市ビジネスコンテスト又は創業支援事業（以下「トオコン等」という。）に提案されたビジネスプランから適用し、この告示の施行の日前にトオコン等に提案されたビジネスプランについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年十日町市告示第41号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の十日町市未来を拓く創業応援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の承認プラン又は審査会に提案されたビジネスプランから適用し、この告示の施行の日前にトオコン等に提案されたビジネスプランについては、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

区分	ビジネスプランの区分	補助率	補助金の上限額
1	審査会においてプレゼンテーションを実施し、特に優秀と認められたビジネスプラン	補助対象経費の3分の2以内	100万円
2	審査会において適当と認められたビジネスプラン		30万円
3	事業化承認プラン	補助対象経費の2分の1以内	15万円

備考 区分1の補助事業者については、1年度のうちに1名までとする。区分2の補助事業者については、1年度のうちに5名までとする。